令和6年5月24日公布 道路交通法一部改正

自転車のながら運転、酒気帯び運転は厳罰です！

令和6年11月23日までに施行

「ながら運転」の罰則が強化されます！

●自転車の**「ながら運転」（運転中のスマートフォンなどの使用）**は、従来、各都道府県の公安委員会規則で禁止されていましたが、改正により新たに**罰則規定が設けられ、厳罰化**されます。

現　行　罰則：5万円以下の罰金（都道府県公安委員会規則）

改正後

●スマートフォンなどを手に持って、通話のために使用した場合

※その他の無線通話装置（トランシーバーなど）を使用した場合を含みます。

●スマートフォンなどを手に持って、その画面を見続けた場合

※タブレット端末や携帯型ゲーム機などの画面を見続けた場合を含みます。

罰則：6月以下の懲役または10万円以下の罰金（新設）

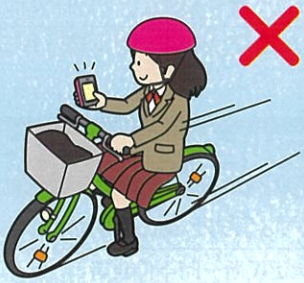

●「ながら運転」をして交通の危険（交通事故など）を生じさせた場合

罰則：1年以下の懲役または30万円以下の罰金（新設）

※ハンドルに取り付けたスマートフォンで地図アプリや動画などを見続けることは禁止行為ですが、罰則の適用は交通の危険を生じさせた場合に限ります。

「酒気帯び運転」にも罰則が適用されます！

●自転車の飲酒運転は、従来、「酒酔い運転」に限り罰則が適用されていましたが、改正により**「酒気帯び運転」にも罰則が適用**されるようになります。

■酒気帯び運転とは…呼気1ℓ中0.15mg以上または血液1mℓ中0.3mg以上のアルコールを体内に保有した状態で運転する行為

現　行　罰則：なし

改正後　**罰則：3年以下の懲役または50万円以下の罰金**（新設）

【参考】「酒酔い運転」の罰則：5年以下の懲役または100万円以下の罰金（変更なし）

令和6年11月23日までに施行されるその他の改正

●いわゆる「モペット」と呼ばれるペダル付きの原動機付自転車等について、ペダルのみを用いて走行させる場合も、「自転車」ではなく「原動機付自転車等」の運転に該当することを明記しました。

鴻巣警察署・鴻巣地区交通安全協会

令和8年5月23日までに施行

自転車の違反に反則金！

16歳以上の人が対象です。運転免許の有無は関係ありません！

●自転車の交通違反に「交通反則通告制度」（反則金制度）が導入され、**規定の違反行為（反則行為）**に対し、**交通反則切符（青切符）**による取締りが行われます。**16歳以上の人**が対象です。

※詳細は後日、道路交通法施行令等で定められます。

◆**交通反則通告制度（反則金制度）**とは…比較的軽微な交通違反に交通反則切符（青切符）を交付し、違反者が反則金を納付すれば刑事罰を科さない制度です。自動車や原動機付自転車（電動キックボード等を含む）の違反に適用されています。

■自転車の交通違反取締りの流れ（改正後）

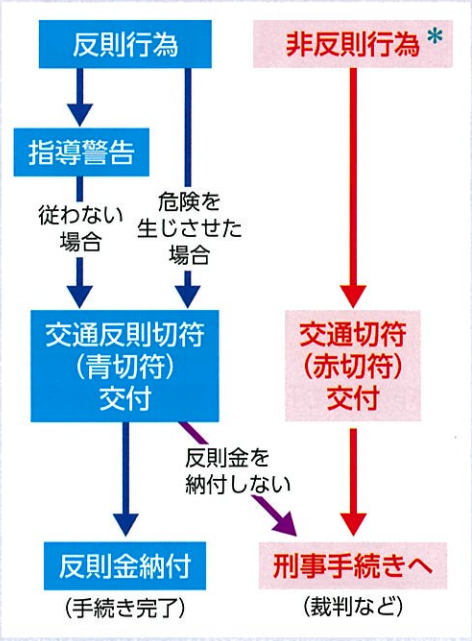

対象となる違反行為は115種類程度…

★青切符の対象となる違反行為（反則行為）は**信号無視や指定場所一時不停止等、通行区分違反**など115種類程度で、実際の取締りでは、警察官の指導警告に従わずに違反行為を続けたり、歩行者や他車に危険を生じさせたりするなど**悪質・危険な場合に青切符が交付される**見込みです。

★**酒酔い運転や酒気帯び運転、スマートフォンなどの使用で交通の危険を生じさせた場合**など20数種類の違反行為（非反則行為＊）には、刑事手続きに入る**交通切符（赤切符）が交付**されます。

【参考】現行の交通反則切符（青切符）

反則金額は原付と同程度の見込み…

■主な反則行為と反則金額（見込み）

指定場所一時不停止等 通行禁止違反（一方通行の逆走など） 公安委員会遵守事項違反（傘差しなど）	5,000円
信号無視（赤色等） 通行区分違反（右側通行など）	6,000円
遮断踏切立入り	7,000円
携帯電話使用等（スマートフォンなどを手に持って使用）	12,000円
＊歩道徐行等義務違反	3,000円

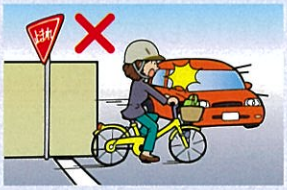

※上記の金額は原動機付自転車（一般、特定小型）の反則金。

＊「歩道徐行等義務違反」については特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の反則金。

自転車追抜き時の安全を確保するための規定が設けられます

自動車等（自動車、一般原動機付自転車）が自転車等（自転車、特定小型原動機付自転車など）を追抜く際に十分な間隔がないとき…

■**自動車等は…間隔に応じた安全な速度で進行しなければなりません。**
罰則：3月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金

■**自転車等は…できる限り道路の左側端に寄って通行しなければなりません。**
罰則：5万円以下の罰金

※令和7年6月1日に施行される道路交通法一部改正により、「懲役」「禁錮」が「拘禁刑」に一本化されます。

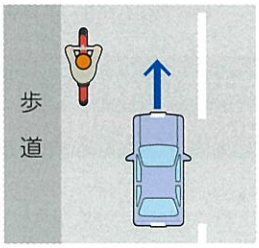

令和8年5月23日までに施行されるその他の改正

●普通**仮免許**と準中型**仮免許**の取得年齢が「18歳以上」から「17歳6か月以上」に引き下げられます。

※普通免許・準中型免許の取得年齢は引き続き「18歳以上」です。

UD FONT ●このチラシの掲載内容の無断転載・無断複製を禁じます。（インターネット上の掲載を含む） ©SIGNAL 084202SG1857